

新「行政改革大綱」を策定

市では、平成7年12月に策定した「第二次行政改革大綱」に基づいて、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理や給与の適正化などに取り組み、効率的な行政運営の推進に努めてきましたが、新たな行政課題に対応していくため、本年3月に行政改革推進の指針となる「第三次行政改革大綱」を策定しました。

大綱策定に至るまで

策定にあたっては、市役所内に市長を本部長とする「第三次長門市行政改革推進本部」を平成13年5月に発足させ、庁内各課のヒアリング、ワーキンググループ、推進本部の部会等を開催する一方で、公募委員4名を含む、「第三次長門市行政改革推進懇話会」を4度にわたり開催し、懇話会委員からの行政改革に対する意見・提言をいただきながら、(懇話会の意見報告書は2月26日に市長に提出されました)本年3月に行革大綱を策定しました。

大綱のめざすものは

多様化する市民の皆様からの要望や新たな行政課題に的確に対応していくため、財政の健全化とともに、これまで以上に簡素で効率的な行政運営と地方分権型社会にふさわしい行政システムの確立を目指します。

行政改革の

推進体制は

市役所内に組織した「長門市行政改革推進本部」を中心に、全庁的に取り組むこととし、推進目の検証、見直し等を行なっていくきます。また、行革の推進状況については、毎年、市広報やホームページ等で皆様にも明らかにするとともに、市民の皆様の見解を聞く機会についても、市民で構成する協議会を設置するなど、市民と行政が一体となって行政改革を推進していくこととします。

大綱の推進期間は

今回の「第三次長門市行政改革大綱」の推進期間は、平成14年度から平成18年度の5年間としていきます。